

令和 7 年度

東栄町補正予算書

目 次

一	般	会	計		1
---	---	---	---	-------	---

令和 7 年度

東栄町一般会計

補正予算書

(第 1 号)

専決第1号

令和7年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和7年度東栄町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決する。

令和7年3月28日

東栄町長 村上孝治

理由：外国人英語指導業務委託について、当初契約を予定していた業者において信頼にかける行為があったため、他の業者との契約を検討した。新たな業者と契約する上で、予算措置を講じる必要が生じたが、議会を招集するいとまがないため。

令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 382 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,014,382 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19	繰越金	100,000	382	100,382
	1 繰越金	100,000	382	100,382
	歳入合計	4,014,000	382	4,014,382

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	教育費	248,120	382	248,502
	1 教育総務費	76,754	382	77,136
	歳 出 合 計	4,014,000	382	4,014,382

